

西宮市都市景観条例に基づく計画策定段階協議に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市都市景観条例（平成21年西宮市条例第8号。以下「条例」という。）第9条の2に規定する「計画策定段階協議」の手続き等について、景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則（平成21年西宮市規則第19号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、市長が必要と認める事項を定める。

(公共施設等)

第2条 規則第5条の4第3項第3号の規定により、良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるものは、次に掲げる行為（同項第1号及び第2号に該当するものを除く。）とする。

- (1) 地域の景観的シンボルとなっている道路、公園、緑地、広場、河川その他の公共施設又は公益的施設の建設又は改良（当該施設の外観に係る改良に限る）
- (2) 次に掲げる建造物等の周辺で行う、国の機関又は地方公共団体に係る建築物の建築等又は工作物の建設等（条例第10条第1項に掲げる行為に限る。）で、当該建造物等の景観的価値を損ねる恐れのある行為
 - ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物等
 - イ 兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）の規定により、兵庫県指定重要有形文化財、又は兵庫県指定史跡名勝天然記念物として指定された建造物等
 - ウ 西宮市文化財保護条例（昭和48年西宮市条例第3号）の規定により、西宮市指定重要有形文化財、又は西宮市史跡および天然記念物として指定された建造物等
 - エ 法の規定により景観重要建造物に指定された建造物、又は景観重要樹木に指定された樹木
 - オ 条例の規定により都市景観形成建築物、又は都市景観形成工作物に指定された建造物

(助言)

第3条 規則第5条の5の規定により、市長が申出者（条例第9条の2第2項に規定する申出者をいう。次条において同じ。）に対して助言又は指導を行うときは「計画策定段階協議に関する助言書」により行わなければならない。

(回答)

第4条 規則第5条の5の規定による市長からの助言又は指導に対し、申出者は「計画策定段階協議に関する助言についての回答書」により回答を行わなければならない。

- 2 前項の回答は、原則、「計画策定段階協議に関する助言書」を受けた日から14日以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるものについては、この限りでない。

(協議済通知書)

第5条 規則第5条の8の規定にする計画策定段階協議済通知書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 計画策定段階協議により定めた良好な景観の形成に対する配慮事項及びその方策等
- (2) 条例第10条第1項の規定による届出又は同条第8項の規定による通知についての提出期日

(公表方法)

第6条 規則第5条の9の規定により市長が定める計画策定段階協議の結果の公表方法は、原則、市ホームページにより行うものとする。

- 2 前項の公表において、西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条に規定する非公開情報に該当するものは公表しない。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。